破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０５号
北海道亀田郡七飯町字上藤城203番地３
債務者　河合　寿秀
１　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１２３号
函館市昭和２丁目36番９号
債務者　海老根勝久
１　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５０号
奈良県橿原市醍醐町380－１　Ｋ・ＰＯＷＥＲＳ橿原東店、住民票上の住所大阪府東大阪市鴻池町１丁目30番35号
債務者　井手谷賢吾
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
奈良県磯城郡田原本町634番地
債務者　上竹成奇子
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
奈良県大和高田市甘田町９番24号
債務者　岡本スミヱ
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
奈良県香芝市穴虫1266番地の１
債務者　栗林　　健
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
奈良県北葛城郡王寺町本町１丁目８番６－102号、前住所奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地　21－105
債務者　松本ミドリ
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
奈良県磯城郡川西町大字結崎800番地の１ル・ソレイユ結崎504号
債務者　柿谷　幸子
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
奈良県御所市大字東辻153番地の４、前住所三重県熊野市井戸町2960番地
債務者　大西　広則（旧姓南）
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
奈良県大和高田市三和町４番９号
債務者　南本　　功
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
奈良県大和高田市三和町４番９号
債務者　南本　利子
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
奈良県橿原市小綱町７番30号　柴田住宅東２号、前住所奈良県橿原市木原町176番地の１
債務者　大塚　茉緒
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
静岡県富士市本町15番27号　アーバンマンション505号、前住所静岡県富士市松岡191番地の６
債務者　成田　　明
１　決定年月日時　平成24年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４５号
三重県伊勢市御薗町長屋696番地
債務者　梶川　町子
１　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
山口県宇部市風呂ケ迫町１番８－208号
債務者　泉元　　護
１　決定年月日時　平成24年４月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第２９号
山口県山陽小野田市大字西高泊776番地40メゾンＢ・Ｂ102号、旧住所山口県山陽小野田市中川４丁目８番４－102号
債務者　鎌田　重幸
１　決定年月日時　平成24年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第３７号
山口県宇部市北小羽山町２丁目６番８－404号、従前の住所山口県宇部市北小羽山町２丁目６番８－501号
債務者　原田　和秀
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで　山口地方裁判所宇部支部